

役員等報酬規定

(趣旨)

第 1 条 この規定は、社会医療法人昴和会（以下「法人」という）の理事及び監事（以下「役員」という）の役員報酬の支給に関する事項を定める。

(定義)

第 2 条 役員とは、当法人の定款第 28 条の規定により選出された理事及び監事をいう。

(役員報酬)

第 3 条 本法人の役員については、役員としての報酬は支給しない。ただし、社員総会、理事会並びに監事による監査（以下「会議」という。）の出席日当は、旅費交通費を含み一律 15,000 円とする。

(支給方法)

第 4 条 日当は、出会の都度、支給する。

(閲覧)

第 5 条 この規定及び理事長等に対する支給の基準は、医療法第 51 条の 2 第 2 項の規定により閲覧に供するものとする。

(その他)

第 6 条 この規定に定めのない事項については、理事長が決定し、直近に開催される社員総会において承認を得るものとする。

(附則)

第 7 条 この規定は鹿児島県知事の認定のあった日より施行する。

第 8 条 社員総会に出席する社員の旅費交通費も本規定を準用する。

設定 平成 25 年 11 月 1 日

改定 令和 元年 5 月 22 日